

平成29年1月16日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

相続人に行方不明者がいる場合

—どうしても見つからない時は—

[1] 遺産分割協議は相続人全員で

遺産分割協議は、相続人全員の合意により成立します。行方不明の相続人がいる場合、**その人を除外して分割協議を行っても無効**になってしまいます。まずは行方不明の相続人を探す必要があります。知人や親戚に尋ねる、探偵や興信所を利用する、弁護士に依頼する等の方法が考えられます。

[2] どうしても見つからない場合

手を尽くし探しても見つからない場合は、家庭裁判所へ**不在者財産管理人の選任**、若しくは、**失踪宣告の申立て**を行います。

1 不在者財産管理制度

家庭裁判所から選任された者(不在者財産管理人)が、行方不明者の代わりに遺産分割協議に参加します。

2 失踪宣告の制度

行方不明者の生死が7年間明らかでない時は、行方不明になった時から7年後に死亡したものとみなします。

① 相続開始前に死亡とみなされた場合……失踪者の子が代襲相続人(注)となり、遺産分割協議に参加します。

② 相続開始後に死亡とみなされた場合……失踪者が相続した後に死亡したと扱います。

失踪者に相続人(配偶者や子)がいるときは、その相続人が遺産分割協議に参加します。失踪者に相続人(配偶者や子)がいないときは、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申立て、その無相続財産管理人を交えて依存分割協議を行います。

船舶事故、震災等に遭遇して行方不明になった場合は、1年以上の生死不明で失踪宣告の申立てができます。

(注) 代襲相続人…死亡等の事由により相続権を失った人に代わって、直系卑属である子が同一順位で相続人となり、相続権を失った人の相続分を承継する人。